

<b>Title</b>	『日本十進分類法新訂 10 版』の検討(その(12)): 7 類芸術
<b>Author</b>	米谷, 優子 / 川瀬, 綾子 / 村上, 泰子 / 北, 克一
<b>Citation</b>	情報学. 12 卷 2 号, p.101-107.
<b>Issue Date</b>	2015
<b>ISSN</b>	1349-4511
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学創造都市研究科情報学専攻
<b>Description</b>	
<b>DOI</b>	

Placed on: Osaka City University

## 『日本十進分類法新訂 10 版』の検討 その(12)

### —7 類芸術—

#### A Critique of the Nippon Decimal Classification, 10th Edition

#### Pt. 12 Class 7 The Arts

米谷優子<sup>†</sup> 川瀬綾子<sup>††</sup> 村上泰子<sup>†††</sup> 北克一<sup>††††</sup>

MAITANI Yuko<sup>†</sup>, MURAKAMI Yasuko<sup>††</sup> KAWASE Ayako<sup>†††</sup>, KITA Katsuichi<sup>††††</sup>

**概要：**日本図書館協会分類委員会により、『日本十進分類法新訂 10 版』が 2014 年 12 月発行された。1995 年 8 月の日本十進分類法新訂 9 版の刊行以降、概ね 20 年ぶりの日本十進分類法の改訂である。

今後の日本図書館界の主題組織化を担う『日本十進分類法新訂 10 版』のうち、本稿では、「7 類 芸術」について、検討を進めた。

キーワード：日本十進分類法新訂10版、NDC

Keywords：Nippon Decimal Classification 10th Edition, NDC

### 1 はじめに

2014 年 12 月に『日本十進分類法 新訂 10 版』(以下、『NDC10』、以下、他版も同様)が刊行された<sup>1</sup>。1995 年 8 月刊行の『日本十進分類法 新訂 9 版』以来、概ね 20 年ぶりの改訂である。

今後の日本図書館界の主題組織化を担う『NDC10』について、検討を進めたい。本稿では多面的な検討内容のうち、『NDC10』の「7 類 芸術」について検討を行う。最初に「7 類 芸術」全体の構造を確認し、その後、『NDC10』の「7 類 芸術」を構成する芸術、スポーツ、諸芸の 3 分野の細部構造を検討する。

### 2 『NDC10』における「7 類 芸術」の構造について

本章では、「7 類 芸術」を構成する要素について概観する。

『NDC10』の「7 類 芸術」を構成するのは芸術、スポーツ・体育、諸芸・娯楽の 3 分野である。細目表の「芸術」の見出しの下では、「美術、音楽、

演劇、スポーツ、諸芸、娯楽」となっており、諸芸と娯楽が他と同じ記号(カンマ)で区切られ、別の分野のように見える。ここは「諸芸・娯楽」とするほうがよかっただろう。

各分野の内容が、序説に設けられた「各類概説」で解説されている。

芸術(700/779)は、『NDC 9』が、「美術(710/759)、音楽(760/768)、舞踊(769)、演劇(770/776)、映画(778)、大衆演芸(779)」<sup>2</sup>としていたのに対して、美術に先立つ 700/709 を芸術総記と位置づけ、「芸術総記は表現形式を問わない芸術を収め、造形芸術(美術)の総記も兼ねている」<sup>3</sup>と解説を加えた。ただしこの「芸術総記」の語は、各類概説に表れているだけで、<801 / 808 (言語)総記>、<901 / 908 (文学)総記>のように細目表に記載されているわけではない<sup>4</sup>。

現代において美術は造形芸術を指し、芸術の一部であって全部ではない。その意味で、芸術総記が「造形芸術(美術)の総記も兼ね」ることについては、検討が必要であろう。

「各類概説」では、先の解説に先立って、「この類は、芸術(700 / 779)、スポーツ・体育(780 / 789)および諸芸・娯楽(790 / 799)の 3 群で構成されている」<sup>5</sup>と述べて、7 類が、3 群から構成されてい

<sup>†</sup> 大阪市立大学・関西大学等

<sup>††</sup> 京都精華大学

<sup>†††</sup> 関西大学

<sup>††††</sup> 相愛大学

ることを確認している。そうであるなら、700は芸術総記の範囲に入れるべきではない(700が7類の総記であれば、芸術とスポーツと諸芸をまとめた内容の資料をそこに収めることになる)。

細目表には<710 / 770 各種の芸術・美術>とあり<sup>6</sup>、よって、表現形式を問わない芸術は701 / 709の範囲となる。一方、造形芸術(美術)は710 / 759の範囲である。これを、「芸術総記は表現形式を問わない芸術を収め、造形芸術(美術)の総記も兼ねている」とするのは、矛盾している。

なおこの機に、『NDC10』全体を見ておけば、細目表において総記の表現が存在するのは、<201 / 208(歴史)総記>、<801 / 808(言語)総記>、<901 / 908(文学)総記>の3群である。

8類、9類はそのすべての主題が言語、文学であるから、<800 / 808(言語)総記>、<900 / 908(文学)総記>とすれば、これは首肯できる。

しかし1類、2類、4類、5類、7類は、それぞれの類の中で異質なものが混在している。よって、<201 / 208(歴史)総記>のような表現は、矛盾している<sup>7</sup>。

### 3 7類における伝記

『NDC9』と同様、伝記のうち、芸術家、スポーツマン、諸芸に携わる人物の伝記は、各分野に分類することになっている<sup>8</sup>。これは、「各類概説」の2類を参照するとわかることではあるが、7類の項目の下には芸術家に関する記載のみがあり、スポーツマン、諸芸に関わる人物の伝記についての記載はない。やや不親切な印象である。

7類の細目表で、個人伝・列伝について確認する。

#### 3.1 個人の伝記

芸術家・スポーツマン・諸芸に携わる個人の伝記は、以下の4パターンにわけることができる。

<1>「携わる人」について、細目表に記載がないもの

- 漫画家
- イラストレーター
- 絵本作家
- はり絵・きり絵作家
- グラフィックデザイナー
- 工芸家(陶磁工芸、漆工芸、染色工芸、金工芸

製作者)

- 舞踊家
- 狂言師
- 床山以外の歌舞伎舞台関係者
- 人形劇関係者(文楽の人形遣いなど)
- 大衆演芸家(講談師、落語家、漫談家、奇術師など)
- スポーツ関係者(選手、コーチ、理論家等)
- 棋士(囲碁、将棋)、
- ゲーム制作者など

<2> 項目に挙げた上で、さらに「\*地理区分」の注記があるもの

- 芸術家(活動が多岐にわたり分野が特定できない芸術家) 702.1/.7
- 彫刻家 712.1/.7
- 洋画家 723.1/.7
- 版画家 732.1/.7
- 写真家 740.21/.27
- 音楽家 762.1/.7

ただし、ジャズ演奏家・ロック演奏家は764.7(軽音楽、ダンス音楽、ジャズ、ロック音楽)、ジャズ歌手、ロック歌手、流行歌手は767.8(歌謡曲、流行歌、シャンソン、ジャズソング)

- 俳優 772.1/.7
- 映画関係者 778.21/.27

<3> 項目名に挙がっているが、その分類にとどまり、地理区分等の指示はないもの

- 日本画家 721
- ジャズ演奏家・ロック演奏家 764.7
- ジャズ歌手、ロック歌手、流行歌手 767.8
- 能役者 773.28
- 歌舞伎役者 774.28
- 床山 774.68
- 狂言作者(歌舞伎) 774.48
- テレビタレント 779.9
- 茶人 791.2
- 花道家 793.2

<4> 地理的名辞まで項目名に明記されているもの

東洋画家 722.1/.8 (ただし.6 西南アジア、.8 アラビアは不使用項目)  
書家—日本 728.21 (下位に時代区分あり)  
書家—中国 728.22 (下位に時代区分あり)

項目に挙がっている場合(上記パターン2-4)と挙がっていない場合(上記パターン1)があるが、その違いに特段の法則性はみられない。項目に挙がっているのは、「携わる人」が比較的多いものであるが、挙がっていないものにも、スポーツ関係者を筆頭に、漫画家、舞踊家、棋士など「携わる人」が多いものもある。

たとえば、「音楽家」は、音楽の種別を超えたところに「人」の分類が用意されている(762 各国の音楽、音楽史の下に注記がある)が、スポーツ780には「人」の記載が一切ない。全ての職業について、携わる「人」を挙げることは難しいのが現実であろうが、たとえば「スポーツ関係の人物は携わった種目で分類する」などの一文があるとわかりやすかったのではないか。これは、漫画家、舞踊家、棋士など他の部分にも同じことが言える。

なお、項目に挙がっているが、地理区分による細分が指示されているもの(パターン2)と細分指示がないもの(パターン3)がある。

パターン3のうち、日本画家、能役者、歌舞伎役者、床山、狂言作者、茶人はいずれも、日本固有の文化に係る「人」であるため、地理区分による細分は必要ないとされたのかもしれない。が、そのように限定してしまうことは危険だろう。

まして、ジャズ演奏家・ロック演奏家(764.7)ジャズ歌手・ロック歌手・流行歌手(767.8)、テレビタレント(779.9)、花道家(フラワーアレンジメントに携わる人 793.2)の存在は、各国にわたる。地理区分のあるものとの整合性を欠いていると感じられる。

なお、東洋絵画と書家はあらかじめ地理的名辞が挙げられている。書家は日本と中国とが予め分類項目に設けられているのみだが、それ以外の国には「書家」は存在しないだろうか。東洋画に携わる画家に、項目に挙げられた国以外(たとえばヨーロッパ、あるいはアフリカや南北アメリカ)の人物はいないのだろうか。仮に現在そのような対象がいなくても、将来にわたる使用を想定

したときには、全地域に対応できるようにしておくべきであろう。

次に、地理区分の指示を考える。地理区分のある伝記には、「\*主な活動と認められる国もしくは出身国による地理区分」とあり、『NDC9』と変わっていない。

芸術家には、出身国と異なる国で活動する者が少なくない。たとえば、スペインに生まれフランスを主な活動場所としたピカソの伝記について、NDL-OPAC(国立国会図書館)とCiNii Booksで検索してみると、いずれも『NDC9』時代の付与であるが、NDLは723.35としているのに対して、CiNii Booksでは723.36としている図書館が多かった<sup>9</sup>。NDCに照らせば、723.36、723.35のいずれも誤りではないが、どちらつかずというのは落ち着かない。「生まれた国」の現況、活動の仕方など、人によって様々にあるケースに対応するため、「主な活動と認められる国もしくは出身国」という表現にとどまるしかないのかもしれないが、分類番号付与に迷うことは確かである。優先順位の指示などがあればと思うところだ。

「人」の記載されていないパターン1の場合、「人」は、その携わった分野で分類するとしても、地理的要素の扱いが分野によって異なっている。工芸分野でみると、陶磁工芸は751.1/.3が「地域別の陶磁工芸」として751.1日本、751.2東洋、751.3西洋その他の三分法である。一方、染色史・事情(753.2)、及び、金工史・事情、金工(金匠)(756.2)では「\*地理区分」となっている。漆工芸(752)、木竹工芸(754)、宝石・牙角・皮革工芸(755)、デザイン(757)、美術家具(758)、人形、玩具(759)には地理区分の表示はない。

三分法は『NDC10』の2類に関する論考<sup>10</sup>等でも指摘したように、過去の分け方であり、これは解消し、7類の他の分野と同様に、地理区分に移行するのがよいだろう。地理区分の表示があるものもないものが混在する理由についての説明は、「序説」「使用法」「各類概説」のいずれにも見あたらなかった。

### 3.2 列伝

7類では、「列伝」を用意している分類項目が少なくない。

芸術家、美術家 702.8  
画家 720.28  
彫刻家 712.8  
版画家 732.8  
写真家 740.28  
音楽家 762.8  
俳優 772.8

上記のうち「画家」以外は、個人の場合に地理区分(1-7)をするのに対して、列伝を8として設けたものである。

「画家 720.28」は列伝のみがあり、個人の場合の記述はないが、これは個人であれば、日本画・東洋画・西洋画のいずれかに分類されるためであろう。

ただし、個人伝と列伝の区別が、7類には記載がない。「各類概説」の2類の伝記の項には、「列伝とは3人以上を収め(略)個人伝では2人までを扱った伝記を収め」<sup>11</sup>となっている。また9類では、「作家研究」の項目の下に「個人(2人をも含む)作家に関するもの」<sup>12</sup>と記載がある。が、7類にもそれが及ぶのかどうかは類推するしかない。該当の類にもそれぞれ明記されるべきだろう。

また、先にパタン3で示した、日本画家 721、ジャズ演奏家・ロック演奏家 764.7、ジャズ歌手、ロック歌手、流行歌手 767.8、能役者 773.28、歌舞伎役者 774.28、床山 774.68、狂言作者(歌舞伎) 774.48、テレビタレント 779.9、茶人伝 791.2 花道家伝 793.2 にはいずれも、個人伝・列伝の区別がない。これらは、個人伝・列伝の区別をしなくてよいということなのだろうか。

先のパタン1に示した、「人」の記載のない分類も加えて、個人伝・列伝の区別についても丁寧な記述・解説が望まれる。

#### 4 英訳語との対応について

712 彫刻史.各国の彫刻は History of sculpture、762 音楽史.各国の音楽は History of music 772 演劇史.各国の演劇は History of theater という英訳語が付されている。いずれも分類項目名の一部である「歴史」の英訳語のみであり、「各国の(事情)」を意味する英訳語がない。一方、他の類では、162 宗教史・事情は History and conditions of religions 312 政治史・事情は Political history

and conditions 612 農業史・事情は Agricultural history and conditions などとなっている<sup>13</sup>。7類でも分類項目の一部の訳語だけにとどめるのではなく、全部に対応する訳語を付記すべきであろう。

「728 書.書道 Shodo Calligraphy」では、英語にある「カリグラフィ」の語が細目表中にない。相関索引にもないが、近年この語をタイトルに冠した資料がいくつか出版されていることから、採録すべきと考える。ただし、これらの資料は書道というより装飾文字・レタリングとして分類する方が適しているものが多いようだ。その意味で、727.8 装飾文字や 728.93 英習字へも案内する注があるとよいだろう。

Dancing の訳語が付されている 769 舞踊(Theatrical dancing) と 799 ダンス(Dancing) の区別についても注がほしかったところである。相関索引では、ダンスは娯楽(799)、学校教育(374.98) スポーツ(781.4) の案内があるのみで、舞踊 769 への案内はないが、劇場のダンスを想定して「ダンス」で引く例もあるだろう<sup>14</sup>。

また、レクリエーションを相関索引で引くと、娯楽を限定語として 790 が案内される。しかし、「790 諸芸.娯楽」に付された英語は、「Accomplishments and amusement」である。「recreations」の語はスポーツの下にある、「786 戸外レクリエーション Outdoor recreations」に出現するが、相関索引ではこちらへの案内はなく、対応不足を感じる。

#### 5 芸術(700/799)の内容

伝記、英訳語との対応以外で、『NDC10』での変更点を中心に、気になる点を挙げておく。

##### 5.1 固有補助表「図集」の注記

写真と印刷を除く各美術の固有補助表には、『NDC9』からの「観賞のための図版を主体とする所蔵・出陳目録を含む」に続いて、『NDC10』では「図版が目録の一部として収録してある美術館・展覧会の所蔵・出陳目録には、形式区分-038を使用する」が付け加えられた。

序説の各類概説でも、「写真と印刷を除く各美術には、美術図集を表す固有補助表「美術図集」(-087)が用意されている。美術館・展覧会の所蔵・出陳

目録については、収録されている図版が鑑賞用を主とする図録の場合には、-087 を、図版が目録の一部として収録されているに過ぎない場合は形式区分-038 を使用する」とある<sup>15</sup>。

形式区分-038 とは、一般補助表 I の形式区分中の-038 であり、一般補助表のその項には「諸表、図鑑、地図、物品目録 [カタログ]」とある。-031 の文献目録との差異を明確にするためにも、-038 には「出陳目録」の語もあるとよかっただろう。

## 5.2 時代区分

芸術史に関する資料の分類に際して、時代区分は欠かせない。

「近代美術」を関連索引で参照してみると、関連索引での収録用語と本表は図 1 のようになっている。

図 1 「近代美術」 関連索引と本表(抜粋)

関連索引	
近代美術(日本美術史)	702.16
(美術史)	702.05
↓	
本表	
702 芸術史.美術史	
.05 近代美術 15-18 世紀：ルネサンス、マニエリスム、バロック、ロココ、シノワズリー	
.06 近代美術 19 世紀：新古典主義.ロマン主義.写実主義.印象主義	
.07 現代美術 20 世紀-：アールヌーボー、アールデコ、ダダイズム、シュルレアリスム、ポップアート	
<.1/.7 地域別>	
.1 日本芸術史・美術史	
.16 近代：明治時代以降 1868-	

関連索引から案内された記号で本表を引くと、702.16 は 702.1 日本芸術史・美術史の下位区分で、「702.16 近代：明治時代以後 1868-」となっている。日本美術史においては、この後に時代区分はなく、21 世紀の現代の日本美術もこの 702.16 に分類することになる。

一方、国を問わない美術史として分類する場合、近代美術 702.05 は、本表では「近代美術：15-18 世紀」となっている。そして 21 世紀の美術には、「702.07 現代美術 20 世紀-」が用意されている。

美術史の分野で、同じ「近代」の指す範囲にこれだけの相違があるのは奇異に感じられる。

もちろん、国によって時代区分が異なることはあり得る。しかし、日本に関する歴史区分において、現代を明治期と同じ、(しかも世界美術史においてはルネサンスやバロック等を想起させるような)「近代」に入れ込んでしまうのはあまりに乱暴ではないだろうか。

例示とした美術史分野に限らず、『NDC10』には日本の「現代」について「冷淡」と感じられる箇所が他にも散見される<sup>16</sup>。

今回の「702.1 日本芸術史・美術史」の時代区分は「702.16 近代」以降の展開ができないとすれば、せめて「近代」の語を「近現代」とするなどして「現代」をも包含する姿勢を示したい。

## 5.3 絵画 (720) の分類基準の優先順について

720 絵画の下位区分は表 1 のようになっている。

気になるのは、様式 (日本画、東洋画、洋画) 材料、題材が優先順を付けずに横並びで表れていることである。

それによって、たとえば「日本画」は 721 にもあり、様式としては 724.1 にもある。また、「洋画」は 723 にもあれば、724.3/.6 にもある。さらに、724.5 の下位には、宗教画、風俗画、人物画など、対象別の分類も用意されている。

絵画について、各類概説 7 類では、「絵画は、絵画総記 (720)、様式別の絵画 (721/723)、絵画材料・技法 (724) で構成されている。様式別の絵画は、日本画 (721) 東洋画 (722)、西洋画 (723) に三分されるが、いずれの様式にも当てはまらない絵画は 723 に収めて地理区分する。721/723 には歴史や画集を収め、724 には画法や技法を覚める」とある。

721/3 には、「ここには日本画 (東洋画、洋画) の歴史、伝記、研究・評論および画集を収める」とあるので、細目表の注記をよく読めば、技法は 724.1 もしくは 724.3/.6 で分類することがわかるが、全体として見通しの良さに欠ける。

表 1 720 絵画の下位区分

720 絵画
<721/723 様式別の絵画>
721 日本画
722 東洋画
723 洋画
<724/725 絵画材料・技法>
724 絵画材料
<724. 1/. 6 様式別の画法>
724. 1 日本画
[724. 2] 素描
<724. 3/. 6 洋画>
724. 3 洋画. 油絵
724. 4 水彩画. アクリル画
724. 5 題材別画法
宗教画、歴史画、風俗画、人物画
風景画、壁画、など
724. 7 色彩. 彩色
724. 8 アトリエ
724. 9 額縁
725 素描. 描画
726 漫画. 挿絵. 児童画
727 グラフィックデザイン. 図案

また、2つの要素の両方を備えたもの、たとえば、「歴史」と「技法」の2要素を備えた『洋画技法の歴史』という資料は技法と歴史のどちらを優先させるのか、などについて、明確な指針を示すべきであろう。

#### 5.4 写真 (740/748) 印刷 (749)

新たな技術が加わって変動の激しい分野である。『NDC10』では 742.52 デジタルカメラ 749.83 ノンインパクトプリンティング：インクジェットが新たに加えられた。

印刷の注記に\*印刷（図書）→022.7 が加えられたように、印刷部門もデジタル化を受けて今後大きく変わることが予想される。

現時点でも 3D プリンターや UV 印刷という新技術が出現している。追加的対応が望まれる。

#### 5.5 電子音楽 (763.93)

『NDC9』では、763.9 が電子音楽、電子楽器であったが、『NDC10』では、763.9 を電気楽器<一般>とし、763.93 電子楽器<一般>、電子音楽を新設した。新設に際して、電子楽器と電気楽器の相違についてなど解説があるとよかっただろう。

### 6 スポーツ (780) の構成と内容

スポーツは、体育<一般>と社会体育といったものを 780 に集め、781/789 は種目ごとの分類としている。-02 の 780.2 は細目表には、音楽史 (762) のようにスポーツ・体育全般の歴史、といった項目は設けられていない。形式区分の歴史的・地理的論述-02 を加えてつくると考えれば良いのだが、780.1 体育理論が項目として掲載されている一方で、780.2 スポーツの歴史・各国事情が細目表にないのは、整合性に欠ける。スポーツの歴史や各国事情についての資料は数量的にも少なくない。細目表上に展開の記載があるとよかっただろうか。

#### 6.1 スポーツとしての戸外レクリエーション

現在、ボルダリングなど屋内で行うクライミング（インドアクライミング）が流行しており関係資料も増えている。分類番号としては 786.16 ロッククライミング.フリークライミングに分類されることになる。

786 の下には他に、ローラースケート.スケートボード 786.4 もあるが、これらの上位概念 786 が「戸外レクリエーション」とのみなっているのには若干違和感がある。戸外のみならず屋内で行われるものも含んでいること、「レクリエーション」のニュアンスが娯楽に近くスポーツとは少し距離があることから、「戸外レクリエーション」の 786 には室内でできるスポーツというニュアンスも含めた語を加えておくと、わかりやすいのではないだろうか。

### 7 諸芸. 娯楽 (790/799) の構成と内容

790 諸芸. 娯楽は、791 茶道、792 香道、793 花道〔華道〕 794 ビリヤード 795 囲碁 796 将棋 797 射俵ゲーム 798 その他の室内娯楽 799 ダンス となっている。

『NDC10』では、「序説」の「各類における改訂の概要」でも記されているように、室内娯楽 798 の細分が行われた。「798 その他の室内娯楽」の下に 798.3 パズル・クイズ、798.4 ロールプレイングゲーム [RPG] が新設されている。また、『NDC9』では 798.5 はテレビゲームであったが、『NDC10』では、コンピュータゲーム〈一般〉となり、それを構成するものとして、テレビゲームに加えてオンラインゲームが明記された。また注記として「\*e スポーツ [エレクトロニクススポーツ] はここに収める」「\*携帯ゲーム機はここに収める」が加えられた。さらに 793.5 の下位に 793.507 ゲーム制作：プログラミング、シナリオ」が新設された。現代の趨勢に合わせた対応といえる。

799 ダンスは、781.4 徒手体操さらには 769 舞踊。バレエも含めて、区別が難しい。ダンスに関しては、ストリートダンス、タップダンス、ヒップホップ、ロックダンスなど、細目表・相関索引に登場しないダンスがいくつかあり、不便を感じる。

## 8 さいごに

本稿を終えるにあたって『NDC10』刊行へと長年のご苦勞を積み重ねられた歴代の分類委員会委員の方々に感謝の意を捧げたい。歴代の委員長、委員の方々については「本表・補助表編」の冒頭の「分類委員会報告」に記されている。

1 もり・きよし原編，日本図書館協会分類委員会改訂『日本十進分類法 新訂 10 版』日本図書館協会，2014.

2 『NDC9』本表編 「解説」 pxlvi

3 『NDC10』本表・補助表編 「各類概説」 p41

4 各類概説にのみ記載があつて細目表にない例は、ほかに、哲学総記 (100/108) 技術.工学総記 (500) 産業総記 (600/609) がある。うち、哲学総記と技術.工学総記は、『NDC9』にはなく、『NDC10』で新しく記載された。

5 『NDC10』本表・補助表編 「各類概説」 p41

6 正しくは、71/77 とすべきなのではないか。3 桁を用いるのであれば、710/779 とするのが範囲を正しく表現していると思われる。

7 こうした類における総記の問題点について、論

述をしたものに次がある。

吉田暁史「NDC9 版の初歩的論理性における問題点」『整理技術研究収録』2号, 2000.3, p.15-24.

なお、吉田は総記として展開している形式区分について、外形式と内形式を弁別し、-1、-2、-6 を主題の範囲を限定する内形式と位置付けて、本来の総記ではない、と論じている。

8 『NDC10』序説 各類概説 2 類中 (p37) に「哲学者、宗教家、芸術家、スポーツ選手[スポーツマン]、諸芸に携わる者および文学者(文学研究者を除く)の伝記は、その思想、作品、技能などと不可分の関係にあるので、その主題の下に収める」となっている。

9 例として、ジョン・リチャードソン 著；木下哲夫 訳。『ピカソ1』白水社, 2015.2 は NDL-OPAC では NDC(9) 723.35 であるのに対して、CiNii Books 上で示される所蔵大学 72 館中所在記号が表示される 52 館をみると、723.36 が 45 館、723.3 が 3 館、723 が 1 館を占め、723.35 は 1 館もなかった。[2015-9-20 確認]

10 米谷優子，川瀬綾子，村上泰子，北克一「日本十進分類法新訂 10 版の検討 その(7)2 類歴史」『情報学=Journal of Informatics』12(2), 2015

URL:<http://www.kiyo.info.gsec.osaka-cu.ac.jp/J1/>[2015-09-20 確認]

11 『NDC10』本表・補助表編 「各類概説」 p37

12 『NDC10』本表・補助表編 「各類概説」 p43

13 ただし、672 商業史・事情は History and conditions となっており、「商業」の意が抜けているのは脱字と思われる

14 『バレエとダンスの歴史：欧米劇場舞踊史』などの資料もある。

15 『NDC10』本表・補助表編 「各類概説」 p41

16 例えば、固有補助表の「日本の各地域の歴史」のほか、日本思想史 121.6、日本法制史 322.16 日本の小説以外の文学作品(短歌・俳句・評論・紀行・作品集など)などはいずれも、「近代」で歴史が止まっており、「現代」がない。『NDC10』において、こうした「現代」の部分への展開が希薄な点は、次でも指摘をしている。川瀬綾子，米谷優子，村上泰子，北克一「『日本十進分類法新訂 10 版』の検討 その(2)―補助表」『情報学=Journal of Informatics』12(2), 2015

URL:<http://www.kiyo.info.gsec.osaka-cu.ac.jp/J1/>[2015-09-20 確認]